

(作業中の防火管理)

- 第 27 条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸（びょう）打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。
- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
 - 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除却及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
 - 4 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第 39 条及び第 40 条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
 - 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、可燃物の近くにおいて、火災が伸長し、又は火花が飛散するような火災の発生のおそれのある作業等を行うことを禁止したものである。

なお、「新築工事中の防火対象物の防火安全対策について」（昭和 48 年 10 月 17 日消防予第 139 号消防庁予防課長、消防安第 40 号安全救急課長通知）及び「工事中の防火対象物に関する消防計画について」（昭和 52 年 10 月 24 日消防予第 204 号消防庁予防救急課長通知）により本条の趣旨を徹底させ、火災予防を確立する必要がある。

○新築工事中の防火対象物の防火安全対策について（通知）（抜すい）

（昭和 48 年 10 月 17 日 消防予第 139 号、消防安第 40 号各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長、安全救急課長）

- 1 新築工事中の大規模な防火対象物の防火管理体制を確保するため、工事施工責任者に分担工事者ごとに防火に関する責任者を定めさせるとともに、これを統括する責任者を定めさせ、火災の発生の防止、火災の発見、消火、通報、避難等に関して消防法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に準じて実効ある消防計画を作成するよう指導すること。

また、消防計画の作成にあたっては、特に工事中使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項、溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具の使用の際の管理に関する事項及び喫煙その他火気の管理に関する事項並びに火災発生時において当該建物内で作業中の者全員に対する連絡・避難に関する事項及び消防機関への通報に関する事項について関係者の任務分担を明確にし、その内容を関係者に周知徹底させること。

- 2 当該防火対象物にかかる工事（消防用設備等の工事を含む。）の完了前においては、装飾物品、商品等の可燃物の搬入を禁止し、やむをえず搬入する場合にあつては、工事施工責任者に当該搬入について責任を有する者と防火管理について協議を行わせ、1 に準じた措置を講じさせるとともに、少なくとも当該搬入を行う部分における消防用設備等を完備させ、常時作動するよう維持管理させること。

- 3 その他消防機関は、法第4条の規定に基づき、工事中においても随時当該防火対象物に立入調査し、1及び2に関する指導及びその実施状況の把握その他火災予防上必要な措置を講ずること。

○工事中の防火対象物に関する消防計画について（通知）（抜すい）

（昭和52年10月24日消防予第204号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長）
消防計画の内容とすべき図面又は事項

- 1 縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火戸の位置等の各階平面図
- 2 廊下、階段、出入口その他の避難施設等及び消防用設備等ごとの工事期間、機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等の種類及び箇所、工事に伴う火気使用の有無、使用する火気の使用場所、種類及び使用機関、工事の施工中に持ち込む資材及び機械器具の種類、量推積方法及び持ち込み期間並びに工事に係る部分の工事完了後の状況
- 3 工事施行中における使用部分及びその用途、工事により機能の確保に支障の生ずる避難施設等及び消防用設備等に係る代替措置の概要、使用する火気の管理の方法、持ち込む資材及び機械器具の管理の方法その他防火上又は避難上の措置

2 第1項

第1項における規制対象は、火炎が伸長する作業又は火花が飛散する作業である。家庭で行う一時的な行為等は、これには該当しない。つまり、作業所や工事現場において行う一定の事業目的にしたがって反復継続する一連の作業が対象である。

- (1) 「火花を発する作業」には、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。
- (2) 「加熱作業」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。
- (3) 「可燃性の物品」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他のすべての可燃性のもの（建築物等の可燃性の部分を除く。）をいう。

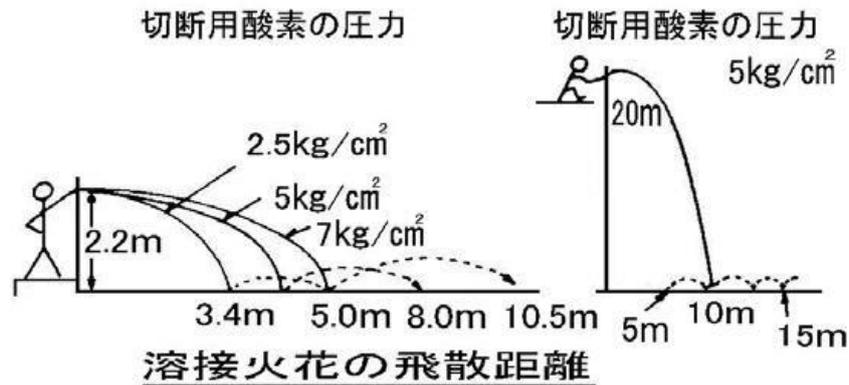
3 第2項

最近の火災事例等にかんがみ、自動車の解体作業における安全管理の徹底を図るために、規定したものである。

- (1) 「燃料等の可燃性の物品」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等の溶断作業において着火しやすい物品をいう。
- (2) 「燃料等の適切な管理」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなどそれぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいう。

4 第3項

- (1) 「その他火災予防上必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。
 - ア 作業開始前に周囲の安全を確認し、必要に応じ清掃等を実施する。
 - イ 監視人を置く。
 - ウ 消火の準備をする。
 - エ 作業終了後は周辺の後始末を徹底し、火災危険の有無について点検を行う。
- (2) 溶接作業等を行う場合に、火花の飛散等による火災の発生の防止を図るため、政令第4条の3第4項に規定する防災性能を有する工事用シートを用いることが有効である。



5 第4項

この規定は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性の蒸気、ガス又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを発生する作業を行う場合の規制であって、十分な換気、除じんを行うこと又は火気の使用を禁止すること等の措置を講じ、更に作業中の監視及び作業終了後の異常の有無の確認を行うことを義務付けたものである。

- (1) 「可燃性の蒸気若しくはガス」とは、都市ガス、液化石油ガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気であって、その滞留濃度が燃焼範囲の下限界の30%以上であるものをいう。
- (2) 「爆発性若しくは可燃性の粉じん」とは、可燃性粉じん、爆発性粉じん、導電性粉じん易燃性繊維等をいう。

(例) 木炭、皮革粉、小麦粉、澱粉、砂糖、樹脂粉、ナフタリン、石鹼、コルク、石炭、鉄粉、たばこ、紙、綿、ゴム等の可燃性(爆発性)粉じん

- (3) 「換気」とは、強制換気装置又はその他の換気方法により、可燃性ガス及び蒸気の燃焼下限界値を30%未満にすることを原則とする。
- (4) 「除じん」は、次の方法により行うものとする。
 - ア 強制除じん装置その他の除じん方法により爆発(燃焼)のおそれがないよう有効に除じんすること。
 - イ 発生する場所を密閉し、集じん器を設け有効に除じんすること。
- (5) 「火災予防上必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。
 - ア 作業の開始前に周囲の安全確認及び必要な措置
 - イ 周囲の可燃物の除去
 - ウ 点火源となる可燃性のある原因の排除
 - エ 監視人の設置
 - オ 作業中における関係者以外の者の出入りの禁止

6 第5項

- (1) 「作業現場」とは、本条第1項でいう作業を行う場所に限らず、あらゆる作業現場をいう。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容に火災発生危険がなく、周囲にも可燃物のない作業は除くものとする。
- (2) 「火災予防上安全な場所」とは、次のアからウに掲げる場所をいい、当該場所には、消火の準備及び喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を施すこと。
 - ア 周囲に可燃物がない場所
 - イ 適当な広さを有する場所
 - ウ 付近で危険作業が行われていない場所